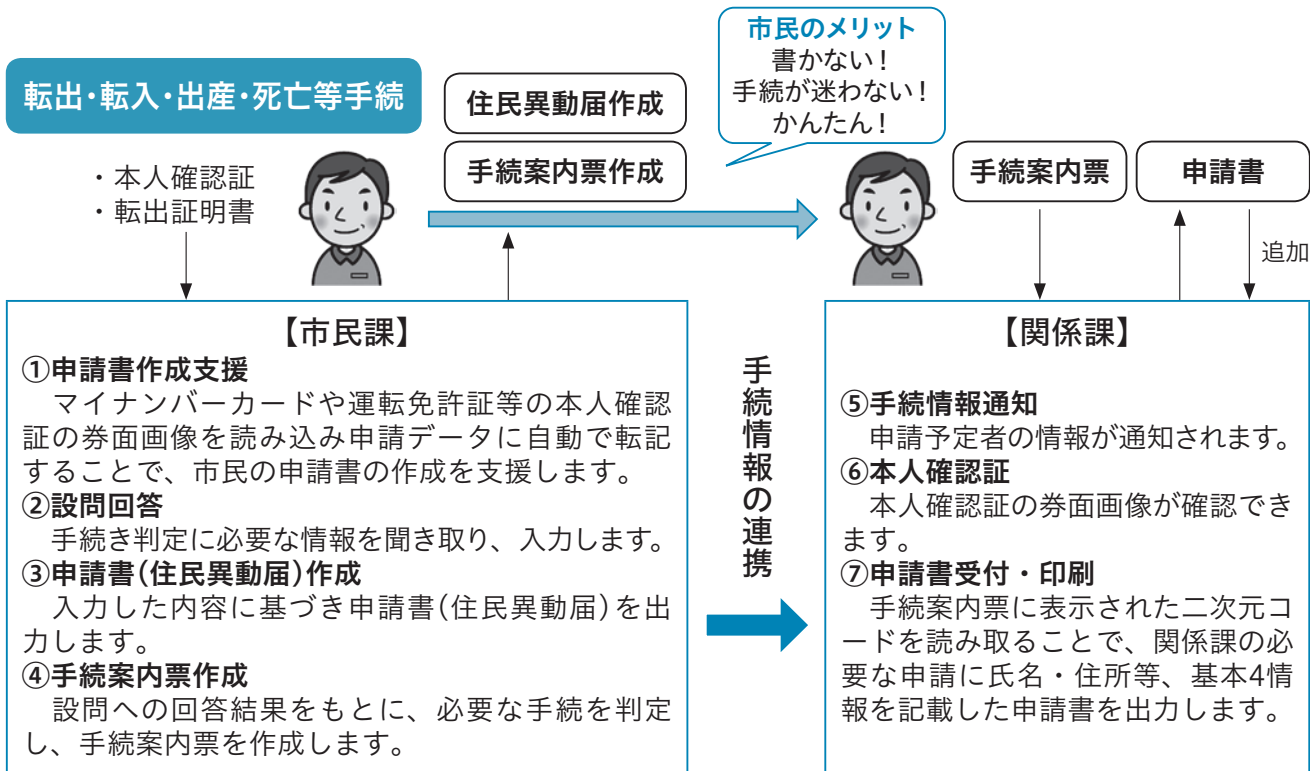


「かんたん窓口(書かない窓口)」サービスを開始します

○かんたん窓口(書かない窓口)サービスとは

市民課で転入、転出、出産、死亡等の手続をする際に、これらに伴い必要となる諸手続(国民健康保険や児童手当など)を漏れなく手続することができます。また、システムにより手続情報の連携を図ることで、お客様が申請書等に氏名、住所等を何度も記入することなく手続ができるようになります。

※手続の際には、マイナンバーカード、運転免許証等の本人確認書類をお持ちください。



○**運用開始日** 令和4年10月3日(月)から

○**対応窓口** 常陸大宮市役所市民課(1番窓口) ※各地域センターでは対応していません。

○**対象手続** ・住所変更(転入、転居、転出)・世帯変更(世帯合併、世帯分離、世帯主変更)
・出生届、死亡届

○亡くなられた方に関する手続について

遺族の方が必要な手続を判定するために、次の内容について聞き取りを行いますので、内容を確認の上、来庁ください。

・年金の加入または受給の有無	有・無
・国民健康保険または後期高齢者医療保険の加入	有・無
・市介護保険サービスの利用(申請中のものを含む)	有・無
・マル福(医療福祉制度)の受給	有・無
・児童手当(児童扶養手当)の支給対象または受給	有・無
・障がい福祉関連の手続や手当の受給等	有・無
・市税等の課税	有・無
・固定資産の所有	有・無
・養育するお子さんの有無 (年齢、市内小中学校通学・保育園通園状況)	有・無

問 本庁 市民課市民G ☎52-1111 内線104